

後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の被保険者証(うす紫色)の有効期限は7月31日(金)です。
8月1日(土)から使用できる被保険者証(水色)の有効期限は、令和3年7月31日までの1年間です。7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取

ってもらうことがあります。
8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい被保険者証(水色)を窓口で提示してください。
7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、市民課保険係へ問い合わせください。

●限度額適用(標準負担額減額)認定証が更新されます

現在使用中の、限度額適用(標準負担額減額)認定証の有効期限は、7月31日(金)です。
認定証をすでに持っている人で令和2年度の負担区分(※2)が「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」以外の人には、8月1日(土)からの新しい認定証を、被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。



限度額適用(標準負担額減額)認定証とは

下表の負担区分が「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」以外の人、入院または高額な外来診療を受けるときに、認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担額は限度額までとなり、入院時の食事・居住費の負担も減額されることがあります。
なお、新たに認定証の交付を希望する場合は、市民課保険係⑩番窓口での申請手続きが必要になります。
【申請に必要なもの】
●被保険者証(保険証)
●窓口に来る人の印鑑 など

○自己負担限度額(月額)など(※2)

負担区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	多数該当(※3)	食事代の軽減
現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	なし
現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	なし
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	なし
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	44,400円 (入院代のみ)	なし
区分Ⅱ	8,000円	24,600円	—	あり
区分Ⅰ		15,000円	—	あり

※3: 過去12か月で3回以上払い戻しを受けた場合の4回目以降の負担額

後期高齢者医療保険料の納付相談
被保険者証(保険証)・各種手続きについての問い合わせ
市民課保険係⑩番窓口 ☎85-7139

●令和2年度の保険料額決定通知を郵送します

令和元年中の所得が確定したことにより、令和2年度の後期高齢者医療保険料が決定しました。被保険者(加入者)のみなさんへ「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月上旬に郵送します。

みなさんの保険料は、後期高齢者医療を支える大切な財源だたん。保険料は必ず納付期限までに納めてね! 便利な口座振替は金融機関窓口で申し込めるよ!



●保険料の計算方法(令和2年度)

均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)	=	保険料(年額)
55,687円 世帯の所得に応じて軽減措置があります(※1)		[総所得金額等 - 33万円] × 10.77%(所得割率)		均等割額と所得割額の合計 最高限度額64万円 10円未満切り捨て

●保険料の軽減措置

○均等割額の軽減(※1)

本則7割軽減の対象の人は、これまで軽減割合を上乗せして8.5割軽減、8割軽減でしたが、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が令和元年10月から開始されたことから、軽減割合が段階的に見直されています。

均等割額軽減割合 本則	令和2年度	軽減後の均等割額 (年額)令和2年度	同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額
7割軽減	7.75割軽減	12,529円	[33万円(基礎控除額)]以下
5割軽減	5割軽減	27,843円	[33万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数]以下
2割軽減	2割軽減	44,549円	[33万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数]以下

○社会保険の被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、制度加入後2年間に限り被保険者均等割額が5割軽減となります。

軽減割合	軽減後の保険料(年額)
5割軽減 所得割額はかかりません	27,843円